

情報公開制度とは…

憲法で保障された「知る権利」に基づき、小竹町が保有する文書や図画などの情報を、閲覧や写しの交付などの方法により開示するよう請求できる制度です。

情報の請求から開示まで



この制度を利用できる人
この制度は、小竹町民に限らず、どなたでも利用できます。

この制度の実施機関
情報公開を実施する機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会です。

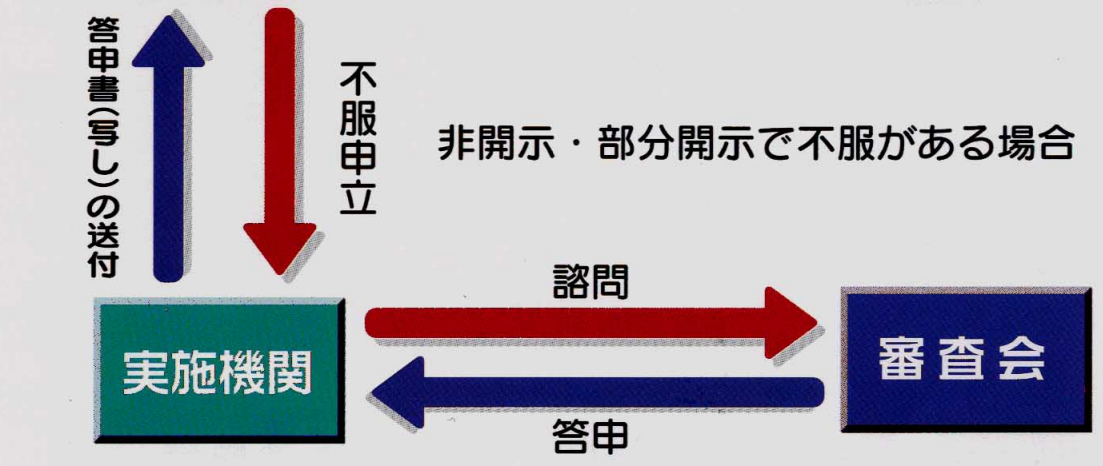
この制度で開示の対象となる情報
開示請求の対象となる情報は、平成11年度以降に町の職員が作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的な記録で、実施機関が保有しているものです。
※平成10年度以前の情報は、整理が完了したものから開示対象とします。

開示の請求方法
役場総務課(議会情報は議会事務局)で担当職員と相談のうえ、所定の請求書を提出していただきます。
※直接役場にお越しになれない時は、郵送でも可能な場合がありますので、事前に総務課へ電話照会してください。

開示・非開示の決定
請求書を受理した日から、原則として14日以内に決定し、請求者へ通知します。開示できない場合は、その理由も併せて通知します。

開示できない情報もあります
この制度では、原則として実施機関が保有する情報は開示されますが、次のような情報については、開示できない場合(部分開示や時限開示を含む)があります。

- ① **個人情報**
私的生活について、特定の個人が識別される情報で、開示することにより当該個人の権利・利益、名誉、生活などを害するおそれがあるもの。
- ② **企業情報**
法人その他の団体に関する情報又は個人で事業を営む人の事業に関する情報で、開示することにより法人や個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。



③ **行政運営情報**
実施機関の事務・事業に関する情報で、開示することにより当該事務・事業の遂行に著しい支障を及ぼすことが明らかなもの。

④ **生命等保護情報**
開示することにより、人の生命、身体、自由、財産の保護、犯罪の予防・捜索など具体的な支障を及ぼすことが明らかなもの。

⑤ **国等関係情報**
国又は他の地方公共団体間における審議、検討又は協議に関する情報で、開示することにより、著しく協力関係が損なわれることが明らかなもの。

⑥ **法令秘情報**
法令で開示することができないこととされているもの。